

佐世保工業高等専門学校バリアフリー支援室規程

(平成30年3月12日制定)

(設置)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、バリアフリー支援室（以下「支援室」という。）を置き、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 支援室は、学内の関係部署等と連携を図りながら、診断の有無に関わらず障害や疾病等により社会的障壁を抱えている学生の円滑な修学、学生生活に係る指導、助言及び支援の基本方針に関する企画立案並びに実施の総括を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、「バリアフリー」とは、多様な背景を持つ学生が本校において学校生活を営む上で障壁となるものを取り除くことをいう。

2 この規程において、「社会的障壁」とは、障害等がある学生にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(業務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 社会的障壁を抱えている学生からの相談業務
- 二 社会的障壁を抱えている学生の就学支援及び環境整備等業務
- 三 社会的障壁を抱えている学生のための教育方法等の提案及び調整業務
- 四 社会的障壁を抱えている学生に係る研究、調査、分析及び情報発信業務
- 五 社会的障壁を抱えている学生の支援に係る関係機関との連携及びコーディネーター業務
- 六 社会的障壁を抱えている入学志願者からの事前相談業務
- 七 教職員及び学生へのバリアフリー支援の意識啓発業務
- 八 その他校長が必要と認めた業務

(組織)

第5条 支援室は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 バリアフリー支援室長（以下「室長」という。）
- 二 バリアフリー支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）
- 三 看護師

2 室長は、校長の許可を得て、支援室の事務及び事業に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、作業療法士等を支援室の構成員とすることができる。

(室長)

第6条 室長は、本校の教授及び准教授の中から校長が選任する。

- 2 室長は、支援室を統括する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(コーディネーター)

第7条 コーディネーターは、本校専任教員の中から校長が選任する。

2 コーディネーターの任期は、校長が別に定める。

3 コーディネーターは、室長を兼ねることができる。

(秘密の保持)

第8条 支援室の委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運営委員会)

第9条 支援室の運営等に関する必要な事項及び独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月24日理事長裁定、令和6年3月15日一部改正）に基づき、教育活動及び学校生活において、支援や合理的配慮が必要な学生に対する事務及び事業を行う上で重要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校バリアフリー支援室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 支援室の運営に関すること

二 社会的障壁を抱えている学生の把握(学生からの申請受付等)に関する重要なこと

三 学生の入学前及び入学後における合理的配慮の方針等に関する重要なこと

四 学生の合理的配慮のための実施体制、実施計画、実施方法及び実施内容等に関する重要なこと

五 学生の合理的配慮に関する評価及び調査等に関する重要なこと

六 その他校長が必要と認めた事項

(委員会の組織)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 校長

二 教務主事

三 学生主事

四 寮務主事

五 専攻科長

六 室長

七 コーディネーター

八 学生相談室長

九 事務部長

十 総務課長

十一 学生課長

十二 看護師

2 校長は、委員会の審議内容に応じて、学科長、基幹教育科長、学級担任、技術室長、学習支援室長、学生相談室副室長のほか、学校医、学校薬剤師、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、作業療法士又は顧問弁護士等の専門家を陪席させるこ

とができる。

(委員長)

第12条 委員会の委員長は、室長をもって充てる。

2 委員長は、第10条に掲げる事項を審議する必要があるとき及び社会的障壁を抱えている学生（本校入学前の者を含む）から提出された別に定める合理的配慮申請書に基づき、その記載内容により合理的配慮の必要があると認めたときは、委員会を招集する。

3 委員長は、前項で委員会を招集したときに、議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(守秘義務)

第13条 委員会の審議内容は、原則として、当該事案に関係する必要最小限度の教職員のみが共有することとし、情報の取り扱い及びプライバシー保護に十分留意する。

(支援対応)

第14条 社会的障壁を抱えている学生（本校入学前の者を含む）及びその保護者との面談や、支援内容の検討協議については、委員会の方針及び決定事項に沿って、関係教職員等が協力して対応する。

2 社会的障壁を抱えている学生（本校入学前の者を含む）及びその保護者との具体的な対応方法や詳細については、別に定める合理的配慮マニュアルに基づいて取り扱うものとする。

(事務)

第15条 支援室及び委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項及び社会的障壁を抱えている学生に対する合理的配慮の決定等に関する取り扱いについては別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年12月10日から施行する。